

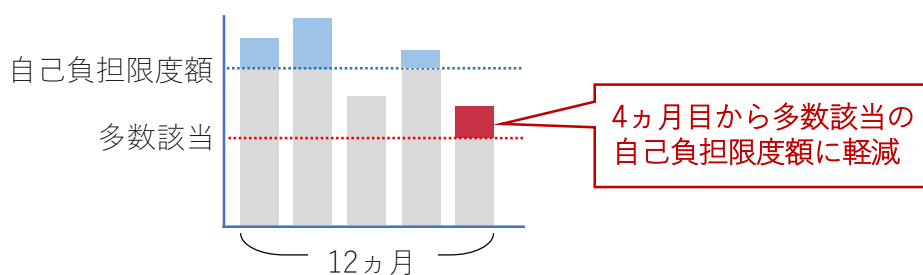
## 高額療養費制度について（70歳未満の方）

医療費が高額になることが予想される場合、保険証とともに「限度額適用認定証」等を提示していただくと、医療機関の同じ月の窓口負担金額が一定の金額を超える場合に、窓口で支払う金額が自己負担額までになります。なお、マイナンバーカードによる保険証確認をしていただくか、当院のオンラインによる保健及び限度区分の確認に同意いただければ、保険証及び限度額適用認定証のご提示は不要です。

区分	自己負担月額（月額）	多数該当 4回目以降	食事負担額(食)
区分ア (標準報酬月額83万円以上)	252,600+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	550円
区分イ (標準報酬月額53万円～79万円)	167,400+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
区分ウ (標準報酬月額28万～50万円)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
区分エ (標準報酬月額26万円以下)	57,600円	44,400円	
区分オ 住民税非課税	35,400円	24,600円	270円

(1) 70歳未満の自己負担限度額は、①医療機関ごと ②医科・歯科別 ③入院・外来別に適用されます。  
保険外併用療養費の自己負担分や入院時食事療養費・入院時生活療養費の自己負担分については対象外です。

(2) 多数該当：直近1年間における4回目以降の自己負担限度額（月額）



(3) 世帯合算：同一月に同一世帯で2人以上がそれぞれ21,000円以上の自己負担額を支払った場合、その合算額に対して高額療養費が適用

※ 世帯員の保険証の詳細に応じて合算の適用可否が異なります  
詳細は保険者までお問い合わせください

(4) 区分オの方は、過去12ヵ月の入院日数(住民税が非課税である期間に限る)が90日を超えると食事負担額が1食220円に減額します。

90日を超える場合には保険者へ限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をし、医療機関へ提示していただく必要があります。

令和8年6月 地域医療支援センター作成



CHUTOEN GENERAL MEDICAL CENTER

掛川市・袋井市病院企業団立  
中東遠総合医療センター